

○自立生活援助サービス費

基本部分

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満 (1月につき1,547単位)
	(2) 30:1以上 (1月につき1,083単位)
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満 (1月につき1,158単位)
	(2) 30:1以上 (1月につき811単位)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1月につき450単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1月につき300単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1月につき180単位を加算)

初回加算	(1月につき500単位を加算)
------	-----------------

同行支援加算	(1月につき500単位を加算)
--------	-----------------

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

注			注
サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算
減算が適用される月から4月目まで × 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100	× 95/100	+230単位
5月以上連続して減算の場合 × 50/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100		